

## 南三陸町飼料等価格高騰対策支援金の概要

### 1 目的

飼料等の高騰に伴う畜産農業者の経済的負担軽減を図るため、繁殖和牛等を飼養している畜産農業者に対し、予算の範囲内において、南三陸町飼料等価格高騰対策支援金を支給する

### 2 内容

#### (1) 支給対象者

次のいずれにも該当する者

- ①町内に住所を有する農業者又は町内に事業所を有する農業法人
- ②町内で繁殖牛、肥育牛、乳用牛又はめん羊を飼養している者
- ③町税に滞納がない者
- ④令和5年度以降も継続して畜産経営に取り組む意思を有する者

#### (2) 支援金の額

支援金の額は、令和4年2月1日現在の飼養頭数に、以下の表に定める金額を乗じて得た額とする。

種類	区分	支給単価
繁殖牛	生後4カ月以上	8,000円
	生後4か月未満	4,000円
肥育牛		10,000円
乳用牛	生後4カ月以上	10,000円
	生後4か月未満	5,000円
めん羊		3,000円

例) 繁殖牛4カ月以上が10頭、4か月未満が5頭、肥育牛が5頭所有している場合。

種類	区分	① 頭数 (R4.2.1時点)	②支給単価	①×② 支援金額
繁殖牛	生後4か月以上	10頭	8,000円	80,000円
	生後4か月未満	5頭	4,000円	20,000円
肥育牛		5頭	10,000円	50,000円
乳用牛	生後4か月以上	頭	10,000円	円
	生後4か月未満	頭	5,000円	円
めん羊		頭	3,000円	円
合計		頭		③ 150,000円

上記の場合は、150,000円を支給します。